

いじめ防止基本方針

秋田県立能代工業高等学校

1 いじめ防止に関する本校の考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめの禁止

いじめに該当する一切の行為を禁ずる。

(4) 学校及び職員の責務

「和衷勤労」「心の底からやわらぎ、心を同じくし、まごころをつくして励み行う」本校の校是に基づいた指導で生徒のいじめ防止に努める。また、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 学校における防止策

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ③ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ④ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等に

ついて校内研修や教職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

- ⑤ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、全教職員が積極的に生徒とかかわるように努める。

(2) 早期発見のための対策

① いじめ調査等

- I. アンケートによるいじめ調査（年2回実施）
- II. 必要に応じた集会の実施（全校、学年等）

② 相談体制

担任をはじめ全ての職員が相談を受けられるような体制をつくる。また、外部機関との連携をとり、相談窓口を増やす。

- I. 面接週間（年2回）
- II. 教育相談部の活用
- III. スクールカウンセラーによる面談
- IV. 相談窓口の掲示を学年部、学科等で行う

(3) インターネット等のコミュニケーションツールによるいじめの対策

スマートフォン等によるネットワークを介したコミュニケーションツールによる誹謗中傷等の防止、被害拡大を未然に防ぐために、外部機関等による講話・講習を実施し、生徒ならびに職員の情報モラルの向上を図る。

3 いじめに対する処置

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織として、いじめ防止対策委員会を設置する。

委員長 教頭

委員 生徒指導主事、教育相談部主任、学科主任、学年主任、学級担任、養護教諭、部活動顧問、その他当該生徒に関わる教員とする。

- (2) いじめに関わる相談を受けた場合、相談を受けた職員は直ちに教頭および生徒指導主事に報告する。校長は、速やかに高校教育課に電話及び文書で報告する。
- (3) 校長の指示のもと、いじめ防止対策委員会を中心として組織的に事実関係の把握を行うと共に、情報の共有をはかる。
- (4) 上記（3）の事実関係の把握等により「いじめ」にあたりと判断した場合は、いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒の安全を確保した上で、生徒指導部を中心とし、ただちにいじめを止めさせ、いじめを受けた生徒・保護者への支援、いじめを行った生徒へ再発防止に向けしかるべき指導をする。

- (5) いじめを受けた生徒が安心して学習活動を行えるよう必要処置として認められる場合は、保護者と連携をとりながらいじめた生徒に対し、一定期間別室等で学習を行わせる処置をとる。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合や、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて、校長が重大事態と判断した場合は、直ちに県教育委員会に報告する。

また、全教職員の共通理解のもと、慎重に事実関係を明確にし、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行い事態の解決にあたる。

なお、事態によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解決に向けて対応する。

附則 平成26年4月1日施行

平成29年4月1日一部改正

いじめ防止対策組織図

